

住宅・建設

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
住宅相談	住宅相談	住宅の専門家による、公正で中立的な、住宅相談・住情報の提供 対面相談 毎日(土・日・祝日を除く) 9:00～12:00 電話相談 毎日(土・日・祝日を除く) 9:00～12:00	一般財団法人 福井県建築住宅センター 電話:0776-23-0457 福井市御幸 3-10-15 福井県建設会館内 24 時間受付FAX相談 FAX番号:0776-23-0665
	住宅性能表示制度	・住宅の性能の相互比較や、設計者・施工者との性能上の要求の確認 ・国土交通大臣の指定を受けた住宅性能評価機関の検査	指定住宅性能評価機関 一般財団法人 福井県建築住宅センター 電話:0776-23-0457 福井市御幸 3-10-15 福井県建設会館内
建築相談	建築相談	消費者を対象とした、建築の専門家による公正で中立的、建築相談や建築に関する情報提供等 相談時間 毎日(土・日・祝日を除く) 9:00～15:00	一般社団法人 福井県建築士会 電話:0776-24-8781
	建築士事務所のトラブルの相談	・建築主等からの建築士事務所の業務に対する苦情について、相談に応じ必要な助言を実施 ・事情の調査や、当該建築士事務所開設者への迅速な処理要求など、苦情解決のための対応	一般社団法人 福井県建築士事務所協会 電話:0776-54-1552
公営住宅など	県営住宅	「収入基準」 ・入居申込世帯の合計所得による基準 月額 158,000 円以下の世帯 ・高齢者世帯や障害者世帯など 月額 214,000 円以下 「県営住宅所在地」 (北部地域) 福井市:町屋(松本1丁目)、上野(上野本町新)、大安寺(南檜原町) 坂井市:霞ヶ丘(坂井市丸岡町霞ヶ丘4丁目)	県 建築住宅課 電話:0776-20-0507 (北部地域の県営住宅) 福井県営住宅(北部地域)管理センター 一般社団法人 福井県不動産のれん会 福井市御幸 4-12-15 電話:0776-25-1100

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
公営住宅など	県営住宅	(南部地域) 福井市: 社(運動公園2丁目)、清水グリーンハイツ(グリーンハイツ2丁目)、下荒井(下荒井町)、杉の木台(三十八社町) 鯖江市: 御幸タウン(御幸町3丁目) 越前市: 北日野(矢放町)	(南部地域の県営住宅) 福井県営住宅(南部地域)管理センター アイリス・辻広組グループ 福井市下馬 3-511 福井メディカルセンター6階 電話: 0776-33-2500
	雇用促進住宅	住居を移転して就職した人、転勤などにより住居の移転を必要とする人、住宅が確保できず困っている勤労者の方の住宅 (扶養親族と同居すること、月収が家賃と共益費の4倍以上であることなどの条件あり)	各ハローワーク(公共職業安定所) 福井労働局職業安定部 電話: 0776-26-8609
マンション	中高層共同住宅(マンション)の管理	中高層共同住宅(分譲により購入したマンション)の管理に関する相談 (管理組合のきまりや、管理業務を管理会社に委託しようとするときの相談など)	各市役所 担当課 ・ 市町 HP へのリンク 県 建築住宅課 電話: 0776-20-050
	地域優良賃貸住宅制度	高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、被災者等世帯向けに、民間の賃貸マンションを提供するため、国と市町が建設費などの一部を助成	
住宅に関する助成	福井県勤労者住宅資金(利子補給)	労働金庫で住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購入・増改築する人の県の利子補給 (融資額のうち400万円(増改築は200万円)を対象に5年間借入れると、当初の借入金の利率の2分の1(年2%を上限)以内)を補給) (県内誘致企業等に勤務する県外出身者が、本県に定住すると見込まれる場合の定住促進枠有り)	北陸労働金庫 県内各支店 県 労働政策課 電話: 0776-20-0389
	木造住宅の取得に対する助成	県産材を一定以上使用した、在来木造住宅の取得に対する助成(最高40万円)	県 県産材活用課 電話: 0776-20-0449
	木造住宅耐震化促進事業 (耐震診断・補強プラン) (耐震改修)	・昭和56年5月以前に建設された木造住宅の耐震診断と補強プラン作成に助成 ・診断の結果、耐震性が不足している住宅の耐震改修費用の一部を助成	各市町役場 担当課 ・ 市町 HP へのリンク 県 建築住宅課 電話: 0776-20-0506

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
住宅に関する助成	多世帯同居・近居住まい推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに同居(直系親族の世帯数が1以上増加)するための住宅リフォームに対する助成(最大80万円) ・新たに直系親族と同居するための住宅(敷地面積200㎡以上)の新築・購入に対する助成(最大50万円) 	各市町役場 担当課 ・ 市町 HP へのリンク 県 建築住宅課 電話: 0776-20-0506
	子育て世帯と移住者への住まい支援事業	子育て世帯や移住者が空き家情報バンクに登録された一戸建て住宅を購入・リフォームする場合に助成(購入・リフォームそれぞれ最大50万円ずつ)	各市町役場 担当課 ・ 市町 HP へのリンク 県 建築住宅課 電話: 0776-20-0506
	福井県住宅診断制度	所有者が中古住宅の品質を明らかにする住宅診断を受け、空き家情報バンクに登録する場合、診断費用の一部を助成(最大3万5千円)	県 建築住宅課 電話: 0776-20-0506
リフォーム	住宅改修(高齢者対象)	「介護保険対象」 介護を要するお年寄りのための手すりやスロープの設置など小規模な住宅改修をする場合の費用の支給(9割(限度額は20万円)を支給) 「介護保険の対象外」 福井県独自の制度「住まい環境整備支援事業」による助成(改修工事費の9割(限度額80万円)を助成)	各市町役場 介護保険担当課 など 県 長寿福祉課 電話: 0776-20-0332
	住宅改修(県産材利用)	県産材の使用量に応じた住宅のリフォームに対する助成(15万円)	県 県産材活用課 TEL 0776-20-0449
	悪質リフォームなどの相談	悪質リフォームなどの苦情・相談 相談時間 9:00~17:00 土曜日、日曜日も受付 ただし、年末年始、祝日は休館 嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館	県 消費生活センター 電話: 0776-22-1102 県 嶺南消費生活センター 電話: 0770-52-7830 県 県民安全課 電話: 0776-20-0287 各市の消費者センター 各町の消費者相談窓口

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
建設工事トラブル	建設工事紛争相談 (建設工事紛争審査会)	建設工事の請負契約に関する紛争について、あっせん・調停・仲裁により解決を図るための相談	県 土木管理課 電話: 0776-20-0470
	下請相談 (建設業下請相談ホットライン)	福井県発注の建設工事に関して、元請業者と下請業者間の請負契約上のトラブルに関する相談	各 県土木事務所 県 土木管理課 電話: 0776-20-0470
特定建築物	特定建築物の届出	環境衛生上の維持管理が必要な興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等、多数の人が使用する床面積3,000㎡以上(学校は8,000㎡以上)の建築物の所有者は、知事への届出が必要	各 県健康福祉センター 県 医薬食品・衛生課 電話: 0776-20-0355
特定区域への建設	風致地区内での建設	風致地区において、建築物その他の工作物の建築・移転、宅地造成、土地の開墾、木竹の伐採などを行う場合になどは、福井市長の許可が必要 (風致地区: 福井市の福井城跡、足羽山、足羽川)	福井市 都市計画課 電話: 0776-20-5450 県 都市計画課 電話: 0776-20-0498
	都市計画施設の区域内などでの建設	都市施設の区域内や土地区画整理事業の施行区域内において、建築物の建築をしようとする者は、市町長の許可が必要	各市町役場 土木担当課 ・市町 HP へのリンク 県 都市計画課 電話: 0776-20-0498

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
建設リサイクル関連	工事の事前届出	<p>コンクリート、アスファルトコンクリート、木材のいずれかを用了建築物などの解体工事や、これらを使用する新築工事では、届出が必要</p> <p>提出先：知事（各土木事務所）、福井市は市長（福井市建築指導課）</p> <p>次の規模以上の工事について、工事着手の7日前までに、工事計画の届出書を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の解体延床面積 80平方メートル以上 ・建築物の新築・増築延床面積 500平方メートル以上 ・建築物の修繕・模様替（リフォームなど） 工事請負金額 1億円以上 ・その他の工作物に関する工事（土木工事など） 工事請負金額 500万円以上 	<p>各 県土木事務所 （福井市は、福井市建築指導課）</p> <p>県 土木管理課 電話：0776-20-0471</p>
	土砂の受入先募集	<p>県発注工事で発生する土砂を、田んぼのかさ上げや盛土などに活用するため、受入先を募集（申込み条件等あり）</p>	<p>各 県土木事務所 各 県農林総合事務所</p> <p>県 土木管理課 電話：0776-20-0471</p>